

# 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年7月20日

経理責任者

独立行政法人国立病院機構本部

総務部長 大 門 龍 生

## 1. 競争に付する事項

### (1) 件名

国立病院機構病院における総合的な経営改善コンサルティング業務委託※

※ 実施病院：国立病院機構千葉医療センター、国立病院機構岡山医療センター及び  
国立病院機構沖縄病院

### (2) 内容

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 契約期間

契約締結日から2019年8月31日まで

### (4) 入札方法

国立病院機構千葉医療センター、国立病院機構岡山医療センター及び国立病院機構沖縄病院について、それぞれ病院ごとに入札に付する。

一般競争入札（総合評価落札方式）をもって行い、2. 競争参加資格を有する者から受理した総合評価に係る企画提案書の評価と、予定価格の制限の範囲内の当業務案件に係る入札価格の評価を総合した評価により第一交渉権者を決定する。

### (5) 入札書の作成方法

交渉権者の決定については、入札書に記載された金額をもって評価するので、入札者は、別紙仕様書に定める業務の履行に係る一切の費用を含めた金額（消費税及び地方消費税を含む。）を記載した入札書を提出すること。

## 2. 競争参加資格

(1) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」に係る競争参加資格を有し、A、B又はCの等級に格付けされている者であること。

(2) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下「契約細則」という。）第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(3) 契約細則第6条の規定に該当しない者であること。

## 3. 企画提案書及び入札書の提出場所等

### (1) 企画提案書の提出場所

入札説明書の定めによる。

- (2) 入札書の提出場所（企画提案書に係る合格の評価結果通知があった者に限る。）、入札説明書等の交付場所及び入札に関する問い合わせ先

〒152-8621 東京都目黒区東が丘2-5-21

国立病院機構本部 総務部総務課会計係 電話 03(5712)5050

- (3) 仕様書及び企画提案書に関する照会先

〒152-8621 東京都目黒区東が丘2-5-21

国立病院機構本部 企画経営部企画調整課企画係 電話 03(5712)5064

- (4) 入札説明書の交付方法

- ・ 交付期間 平成30年7月20日から平成30年8月10日まで（休日を除く）
- ・ 交付時間 平日8:30から17:00まで
- ・ 交付場所 上記(2)に同じ。ただし、首都圏に営業所がない場合など、直接交付を受けることが困難な場合は、メールによる交付を行うため、上記(2)の連絡先に申し出ること。

#### 4. 入札執行の日時及び場所

- (1) 企画提案書の受領期限

平成30年8月10日（金）17時00分

- (2) プレゼンテーションの日時及び場所

プレゼンテーションは、以下のとおりコンサルティング実施病院において行うこととし、時間等については別途案内する。

- ① 国立病院機構千葉医療センター 平成30年8月17日（金）  
（予備日：平成30年8月16日（木））
- ② 国立病院機構岡山医療センター 平成30年8月20日（月）
- ③ 国立病院機構沖縄病院 平成30年8月21日（火）  
（予備日：平成30年8月22日（水））

※ 入札参加者数次第では、予備日にも実施する場合があります。

- (3) 入札書の受領期限（企画提案書に係る合格の評価結果通知があった者に限る。）

平成30年8月27日（月）17時00分

- (4) 入札書開封の日時及び場所

平成30年8月28日（火）14時00分

国立病院機構本部 会議室31（機構本部3階）

#### 5. その他必要な事項

- (1) 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、2.(1)の証明となるものを企画提案書の受領期限内に提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から上記証明となるものについて説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約相手方の決定方法

契約細則第21条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である入札を提出した参加者の中から、入札説明書で定める総合評価方法をもって交渉権者を決定する。また、開札時に予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。予定価格の制限の範囲内である者が複数の場合は、総合評価方法をもって得られた点数が最も大きい事業者から交渉順位を付するものとし、第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。

ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行なうことができる。

(7) 契約までに要する費用は、全て各事業者の負担とする。

(8) 詳細は、入札説明書による。